



事業コスト削減の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用したた並或な間伐等）することによりコスト削減を図る。
景観への配慮	適切な森林整備の実施により、人工林の景観として良好な地域景観の形成に寄与している。なお、作業道開設等においてには景観と調和する間伐材等木材の活用を進めている。
関係者の意見・意向（注5）	周辺平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方は機能発揮への期待が大きく、引き続き道期道作業の計画的な実施を要望している。

(注1)森林調査は、概ねIV齢級以上の造林地を対象とした森林調査が実施された森林。  
 (注2)森林調査は、改種等による若齢林である等の理由から、詳細な森林調査が実施された森林。  
 (注3)森林調査は、生育状況の生育状況を林齢別面積で加重平均したものである。(広葉樹林化した林分を除く、)  
 (注4)植栽木は、樹高・1ha当たり材積とも取得率調査の5等地の数値を1割以上下回る林分を示す。  
 (注5)関係者の意見・意向については、平成15年度アンケート調査によるものである。

留意事項	
期中評価実施地区の林分について	<p>当該地区の個々の間伐等に関する生育状況を見るとき、植栽木が頂調に生育している林分がほとんどであり、密度管理のため適切な間伐等を行う必要はない。間伐収入の確保に努めながら主伐期の林分に誘導していく。密度管理のため植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等に努める。</p> <p>過去の契約地の事業実績や評価検討内容を参考にし、適切な保育管理に努める。</p>









項目別取りまとめ表（案）（期中評価委員会検討資料及び委員の意見を取りまとめたもの）

期中評価実施地区名		九州整備局 昭和53年度契約地					
契約件数・面積及び植栽面積		契約面積1,344ha 457ha ヒノキ 552ha その他 8ha					
森林の状況の変化	森林・林業情勢、農山漁村の社会情勢、その他の状況	九州整備局管内の都道府県における民有林のうち、未立木地の面積は昭和45年から平成12年にかけて減少傾向にある。その状況は、管内の都道府県以外、現在7万7千ha程度存在し、引き継ぎ森林造成が必要である。					
	公益的施設、交通の重要性及び備置状況	管内の都道府県以外、現在7万7千ha程度存在し、引き継ぎ森林造成が必要である。また、そのうち約5割は果外林の状況は、管内の都道府県以外、現在7万7千ha程度存在し、引き継ぎ森林造成が必要である。					
事業の進捗状況	森林調査状況	管内の都道府県以外、現在7万7千ha程度存在し、引き継ぎ森林造成が必要である。また、そのうち約5割は果外林の状況は、管内の都道府県以外、現在7万7千ha程度存在し、引き継ぎ森林造成が必要である。					
	森林調査未済地	管内の都道府県以外、現在7万7千ha程度存在し、引き継ぎ森林造成が必要である。また、そのうち約5割は果外林の状況は、管内の都道府県以外、現在7万7千ha程度存在し、引き継ぎ森林造成が必要である。					
樹種	生育状況 (面積比率: 75%) (注1)	樹種	平均樹高	平均樹高直径	不 良	計	
	広葉樹林化した林の生育分	スギ	15.7m	22.0cm	広葉樹化	11%	11%
生育状況	生育状況 (面積比率: 25%) (注2)	ヒノキ	11.8m	17.6cm	生育選れ		
	広葉樹林化した林の生育分	計			6%		6%
平均樹高及び平均樹高直径の推計値は、サンブル調査した結果に基づき主林木のみの推計値である。							
広葉樹林化した林分は6%である。							
広葉樹林化した林分の原因は干害が86%と大半を占める。							
樹種	生育状況	生育状況		生育状況			
	スギ	67%	33%	普通	広葉樹化	生育選れ	計
生育状況	ヒノキ	86%	14%				100%
	カマツ	61%	21%	18%			100%
生育状況	その他						100%
	計	80%	20%				100%
樹種別に不良の割合をみると、その他で18%、樹種計で0%である。							

(注)生育状況の基準  
 良好：冠高木の1ha当たり成立木数が冠高木の1ha当たり成立木数(森林国営保証における平均的な山木と比較して1.2倍を越えるもの)以上で、かつ、樹高が周囲の平均的な山木と比較して1.2倍以上1.2倍以下のものである。  
 普通：冠高木の1ha当たり成立木数が冠高木の1ha当たり成立木数(森林国営保証における平均的な山木と比較して0.8倍を越えるもの)以上で、かつ、樹高が周囲の平均的な山木と比較して0.8倍以上1.2倍以下のものである。  
 不良：(a)～(c)は生育選れ、(d)は広葉樹化に区分  
 (a) 冠高木の1ha当たり成立木数が冠高木の1ha当たり成立木数(森林国営保証における平均的な山木と比較して0.8倍を越えるもの)以上で、かつ、樹高が周囲の平均的な山木と比較して0.8倍以上1.2倍以下のものである。  
 (b) 冠高木の1ha当たり成立木数が冠高木の1ha当たり成立木数(森林国営保証における平均的な山木と比較して0.8倍を越えるもの)以上で、かつ、樹高が周囲の平均的な山木と比較して0.8倍以上1.2倍以下のものである。  
 (c) 冠高木の1ha当たり成立木数が冠高木の1ha当たり成立木数(森林国営保証における平均的な山木と比較して0.8倍を越えるもの)以上で、かつ、樹高が周囲の平均的な山木と比較して0.8倍以上1.2倍以下のものである。  
 (d) 広葉樹化した林分を占める割合









	留意事項
<p>期中評価実施地区の林分について</p>	<p>当該地区の適地適況におおな部分、個々の管理の契約地の生育状況を見ることができ、植栽木が育つようである。また、この契約地の生育状況を把握し、必要に応じて伐採や間伐を行うことにより、林分を健全に保つていくことが期待される。また、この契約地の生育状況を把握し、必要に応じて伐採や間伐を行うことにより、林分を健全に保つていくことが期待される。</p> <p>・ 当該地区の適地適況におおな部分、個々の管理の契約地の生育状況を見ることができ、植栽木が育つようである。また、この契約地の生育状況を把握し、必要に応じて伐採や間伐を行うことにより、林分を健全に保つていくことが期待される。また、この契約地の生育状況を把握し、必要に応じて伐採や間伐を行うことにより、林分を健全に保つていくことが期待される。</p> <p>・ 当該地区の適地適況におおな部分、個々の管理の契約地の生育状況を見ることができ、植栽木が育つようである。また、この契約地の生育状況を把握し、必要に応じて伐採や間伐を行うことにより、林分を健全に保つていくことが期待される。また、この契約地の生育状況を把握し、必要に応じて伐採や間伐を行うことにより、林分を健全に保つていくことが期待される。</p>







留意事項	
<p>期中評価実施地区の林分</p>	<p>当該地区の状況について、おおよそ、林打つなど、過去の契約地の事業実績や評価検討内容を参考にし、適切な保育管理に努める。</p> <p>・ 当該地区の状況について、おおよそ、林打つなど、過去の契約地の事業実績や評価検討内容を参考にし、適切な保育管理に努める。</p> <p>・ 当該地区の状況について、おおよそ、林打つなど、過去の契約地の事業実績や評価検討内容を参考にし、適切な保育管理に努める。</p>

# 資料 7

## 平成20年度水源林造成事業（期中の評価）評価委員会 における評価検討について（案）

林野庁が実施する水源林造成事業の期中の評価に当たり、評価の客観性の確保、多様な意見の反映、評価手法の向上を図ることなどから、本委員会に期中の評価の意見を求めたところである。

今年度は、昨年度末に緑資源機構の官製談合問題により機構組織が廃止され、事業実施主体が独立行政法人森林総合研究所になるなどの大きな変化が見られたが、引き続き独立行政法人で継続実施されることから、これまで同様に事業評価委員会の開催を求めたところである。

事業評価委員会においては、委員会を2回開催し、水源林造成事業について、現地調査の実施を含め地区別に事業の実施状況等の検討を行い、総合的かつ客観的に評価を行った。

その結果、期中評価の基本的考え方、検討手法を明らかにするとともに、期中の評価の実施に当たり、判断材料として用いたデータや事業評価委員会の主な意見を取りまとめた「項目別取りまとめ表」、事業の今後の取扱いについて決定した「期中評価結果」を取りまとめたので報告する。

評価に当たっては、水源林造成事業が50年ないし80年程度の長期間にわたる契約に基づき森林を造成する事業であるという特殊性を十分に勘案したところである。

なお、今年度の評価対象地区は、平成15年度に期中評価を行った箇所であるため、前回と大きな変化がないものとして、植栽木の広葉樹林化や生育不良の分析、地元へのアンケート調査は省略とした。

### 1 水源林造成事業の基本的考え方

- (1) 公共事業は、絶えず国民のニーズに即し実行される必要性があり、特に、近年にあっては、事業の効率性や透明性の確保が強く求められている。

このため、事業の重点化による早期完成、コストの縮減、費用対効果分析の導入等、事業の効率的、効果的な実行を確保するための努力が行われている。

期中評価システムは、これら一連の公共事業の見直しの一環をなすものである。これは、実行中の事業について社会経済情勢の変化等を踏まえた評価を実施し、その結果、必要な場合は事業の見直しを行うほか、継続が適当と認められない場合は休止または中止とするものであって、公共事業の効率性や透明性を確保する上で極めて重要な作業であり、適正に行われる必要がある。

- (2) 水源林造成事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源をかん養するため、独立行政法人森林総合研究所が造林費負担者として、造林地所有者及び造林者との間で50年ないし80年程度の分収造林契約を締結し、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業である。

地域の民有林等を取りまく状況は、森林・林業・山村を巡る大きな変化から、大変厳しく、林業生産活動のみを通じて森林を適切に整備・保全することは、ますます難しくなっている。

このため、良質な水、山地災害等に対し安全かつ安心な生活を確保する観点から、水源林造成事業は、水源かん養機能等の公益的機能の発揮に対する要請の高い森林のうち、森林所有者等の自助努力による林業生産活動のみでは適正な整備が進み難い森林について、その適正な整備を図るために重要な手段として位置づけられている。

- (3) 今回の期中の評価に当たっては、水源林造成事業が、独立行政法人森林総合研究所と造林地所有者、造林者との三者又は二者による50年ないし80年程度の契約に基づいて行われるものであるという事業の特殊性を踏まえつつ、上記の認識に基づき、適切な評価を期して次のとおり実施することとする。

ア 造成中の水源林について、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化から、今後の事業実行の必要性を検討し、

イ 事業実行に当たって、生育状況等の面から見て問題はないかを含め、今後の取り扱い等について検討するなど、

総合的に判断し、最終的な期中評価結果を導き出すこととする。

## 2 委員会における検討及び評価

- (1) 期中の評価は、事業開始から10年以上経過した時点で継続中の事業について5年ごとに実施するものとされており、評価の対象となる事業地の件数が多数にのぼるため、毎年事業地の5分の1ずつを対象として、順次評価を行う方法がとられている。

今回の期中評価の対象となる水源林造成事業の事業地は、昭和38年度、昭和43年度、昭和48年度、昭和53年度、昭和58年度、昭和63年度、平成5年度、平成10年度に契約を結んだ契約件数3,422件、契約面積110,301ha、植栽面積85,014haの森林で、平成15年度に期中の評価を行った箇所である。

- (2) 期中の評価の単位は、個々の契約地ごとに評価を実施すると膨大なものになるため、林野庁は、前回の評価時と同様に、地域ごと（森林総合研究所の出先機関のうち水源林造成事業を担当する6整備局の管轄区域ごと）、上記8契約年度ごとにまとめて、計48地区として評価することとし、本委員会に意見を求めたものである。

- (3) 期中評価の手法は、「林野公共事業の事業評価実施要領」の中で、
- ア 費用対効果分析の算定の基礎となった要因の変化
  - イ 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他社会経済情勢の変化
  - ウ 事業の進捗状況
  - エ 関連事業の整備状況
  - オ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
  - カ 事業コスト縮減等の可能性
  - キ 代替案の実現可能性（状況の検討の結果、問題があると認められる場合に限る）

の項目について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、変更、休止又は中止の方針を決定することとされているが、今年度の評価箇所が5年前に評価を行っていることも考慮し、5年前との状況の変化を中心として、地区ごとに以下のような資料により検討を行った。

- ① 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他社会経済情勢の変化（第1回資料7）  
未立木地の推移、不在村者所有森林の推移、木材価格と林業労働者数の推移、人工林面積の推移等
- ② 対象地の概要等（第1回資料7）  
整備局別、契約年度別の契約件数、契約規模別面積、樹種別植栽面積等
- ③ 整備局ごとの各種特徴（第1回資料7）  
契約規模別件数の構成比率、樹種別植栽面積の構成比率、所有形態別契約面積の構成比率
- ④ 費用対効果分析の結果（第2回資料5）  
さらに、関東整備局管内の期中の評価対象地において、委員会による現地調査を実施するとともに、地元関係者の意見聴取を行った。  
なお、平成18年度期中評価結果の平成19年度実施の施策への反映状況の確認も行った。（第1回資料8）。

- (4) 以上の検討内容を集約し、地区ごとに「項目別取りまとめ表」に整理するとともに、総合的に判断して「期中評価結果」として取りまとめた。

本委員会による検討の結果、前回の期中評価同様、森林・林業情勢、関連公共施設への効果等の公益性からいずれの地区においても事業の必要性は等しく認められたことから、

- ① 植栽木が順当に生育している林分がほとんどを占める地区については、「項目別取りまとめ表」の留意事項を遵守することを条件として「継続」
- ② 平成15年度の期中評価において、「一部の林分について事業の実施方法を見直しの上、継続」とされた地区については、「15年度の計画変更を踏まえ継続」とし、それらの林分については、15年度の

指摘を踏まえて変更した施業方法に基づき取り扱うことを前提として  
継続  
とすることとした。